

第 8 章 環境保全のための措置

第8章 環境保全のための措置

本事業で実施する環境保全措置は、第7章の評価「(7)環境影響の回避、低減に係る評価」において項目ごとに記載したが、第8章では環境保全措置の区分、実施主体及び保全措置を講じた場合の効果の不確実性を添えて整理した。

表 8.1-1 大気質に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
建設機械の稼働、造成等の施工	<p>【排出ガスの発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事工程の平準化を行い、建設機械が過密に稼働しないよう努める。(排出ガス発生源の集中化を避ける。) ・ 建設機械は排出ガス対策型を採用する。 ・ 建設機械を整備・点検するとともに、無理な負荷を与えない。 ・ 建設機械のアイドルングストップを励行する。 <p>【粉じんの発生低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事用道路はできる限り舗装、または砕石舗装を行う。 ・ 工事箇所の出口ではタイヤを洗浄することで、泥、粉じんの飛散を防止する。 	低減	事業者	建設機械からの排出ガス及び造成等の施工による粉じんの発生を直接低減することになるため、その効果は確実である。
資材等運搬車両の運行	<p>【排出ガスの発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等運搬車両の運行時期の分散化に努める。(排出ガス発生源の集中化を避ける。) ・ 資材等運搬車両の整備・点検を十分に行う。 ・ 車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させ、高負荷運転は行わないよう指導を徹底する。 	低減	事業者	資材等運搬車両からの排出ガスの発生量を直接低減することになるため、その効果は確実である。
	<p>【車両台数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物発生量を削減する。 ・ 建設工事による発生土は、現場内の盛土で再利用し、残土は覆土用として利用する。 	回避	事業者	建設副産物及び残土の排出に伴う車両の発生を回避する措置であり、その効果は確実である。
廃棄物運搬車両の運行	<p>【排出ガスの発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両の運行時間帯の分散化に努める。(排出ガス発生源の集中化を避ける。) ・ 廃棄物運搬車両の整備・点検を奨励する。 ・ 車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させ、高負荷運転は行わないよう指導する。 	低減	事業者	廃棄物運搬車両からの排出ガスの発生量を直接低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-2 騒音に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
建設機械の稼働、造成等の施工	<p>【事業計画段階での配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設機械は低騒音型機械の採用に努める。 <p>【騒音の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事工程の平準化を行い、建設機械が過密に稼働しないよう努める。(騒音源の集中化を避ける。) 建設機械を整備・点検するとともに、無理な負荷を与えない。 建設機械のアイドリングストップを励行する。 <p>【騒音発生時間帯の規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音を伴う工事の現場作業は、準備を含め8:00～17:00を原則とする。 	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる騒音を直接低減することになるため、その効果は確実である。
資材等運搬車両の運行	<p>【騒音の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資材等運搬車両の運行時期の分散化に努める。(騒音源の集中化を避ける。) 資材等運搬車両の整備・点検を十分に行う。 車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させ、高負荷運転は行わないよう指導を徹底する。 	低減	事業者	資材等運搬車両からの騒音を直接低減することになるため、その効果は確実である。
	<p>【車両台数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設副産物発生量を削減する。 建設工事による発生土は、現場内の盛土で再利用し、残土は覆土用として利用する。 	回避	事業者	建設副産物及び残土の排出に伴う車両の発生を回避する措置であり、その効果は確実である。
埋立、覆土用機械及び浸出水処理施設の稼働	<p>【事業計画段階での配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立地を屋根や外壁で覆うクローズド型とする。 埋立用機械は低騒音型機械の採用に努める。 早朝、夜間の廃棄物の受付は行わない。 浸出水処理施設は、対象事業実施区域周辺の直近集落からできるだけ離れた配置とする。 <p>【騒音の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 埋立用機械の整備・点検を十分に行うとともに、無理な負荷を与えない。 浸出水処理施設からの騒音発生を抑制する機器配置、材料選定に努める。 	低減	事業者	各発生源からの騒音を直接低減することになるため、その効果は確実である。
廃棄物運搬車両の運行	<p>【事業計画段階での配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 早朝、夜間の廃棄物の受付は行わない。 <p>【騒音の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物運搬車両の運行時間帯の分散化に努める。(騒音源の集中化を避ける。) 廃棄物運搬車両の整備・点検を奨励する。 車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させ、高負荷運転は行わないよう指導する。 	低減	事業者	廃棄物運搬車両からの騒音を直接低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-3 振動に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
建設機械の稼働、造成等の施工	<p>【振動の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事工程の平準化を行い、建設機械が過密に稼働しないよう努める。(振動発生源の集中化を避ける。) ・ 建設機械を整備・点検するとともに、無理な負荷を与えない。 ・ 建設機械のアイドルングストップを励行する。 <p>【振動発生時間帯の規制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動を伴う工事の現場作業は、準備を含め8:00～17:00を原則とする。 	低減	事業者	建設機械の稼働により生じる振動を直接低減することになるため、その効果は確実である。
資材等運搬車両の運行	<p>【振動の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等運搬車両の運行時期の分散化に努める。(振動発生源の集中化を避ける。) ・ 車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させ、高負荷運転は行わないよう指導を徹底する。 	低減	事業者	資材等運搬車両からの振動を直接低減することになるため、その効果は確実である。
	<p>【車両台数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物発生量を削減する。 ・ 建設工事による発生土は、現場内の盛土で再利用し、残土は覆土用として利用する。 	回避	事業者	建設副産物、残土の排出に伴う車両の発生を回避する措置であり、その効果は確実である。
埋立、覆土用機械及び浸出水処理施設の稼働	<p>【事業計画段階での配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝、夜間の廃棄物の受付は行わない。 ・ 浸出水処理施設は、対象事業実施区域周辺の直近集落からできるだけ離れた配置とする。 <p>【振動の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立用機械を整備・点検を十分に行うとともに、無理な負荷を与えない。 	低減	事業者	各発生源からの振動を直接低減することになるため、その効果は確実である。
廃棄物運搬車両の運行	<p>【事業計画段階での配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早朝、夜間の廃棄物の受付は行わない。 <p>【振動の発生抑制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物運搬車両の運行時間帯の分散化に努める。(振動発生源の集中化を避ける。) ・ 車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を厳守させ、高負荷運転は行わないよう指導する。 	低減	事業者	廃棄物運搬車両からの振動を直接低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-4 地下水に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
造成の施工、最終処分場の存在(土地の改変)	<p>【事業計画段階での配慮事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の改変面積を最小限とし、森林、ため池の改変を回避する。 	回避	事業者	改変する面積を最小限とすることで地下水への影響を回避することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-5 水象に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
最終処分場の存在(土地の改変)	【事業計画段階での配慮事項】 ・土地の改変面積を最小限とし、森林、ため池の改変を回避する。	回避	事業者	改変する面積を最小限とすることで水象への影響を回避することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-6 水質に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
造成等の施工	【土砂流出の防止】 ・造成工事を行う前に、工事の実施時に発生する土砂の下流への流出を防止する目的で「防災調節池」、「仮設沈砂池」及び「汚濁防止フェンス」等を設置する。	低減	事業者	濁水の発生を直接低減することになるため、その効果は確実である。
浸出水処理水の放流【予測評価対象外】	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。	回避	事業者	処理水の放流を回避する措置であり、その効果は確実である。

表 8.1-7 動物に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
浸出水処理水の放流【予測評価対象外】	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。	回避	事業者	処理水の放流を回避する措置であり、その効果は確実である。
工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。 ・土地の改変面積を最小限とし、広葉樹二次林、ため池の改変を回避する。	回避	事業者	これらの措置により動物への影響を回避することになるため、その効果は確実である。
	【生息環境の保全】 ・夜間照明等の設置においては、光源の配置やカバー等により周囲への光の漏れを低減させる。	低減	事業者	夜間の光環境の変化による影響を直接低減することになるため、その効果は確実である。
	【生息の維持】 以下に示す、各項目に関する保全措置を実施することにより、動物に対する影響を低減する。 ・大気質（排出ガス対策型建設機械の採用等） ・騒音（低騒音型建設機械の採用、建設機械の過密な稼働の回避等） ・水象（改変面積の最小限化、森林・ため池の改変の回避） ・水質（「防災調節池」「仮設沈砂池」及び「汚濁防止フェンス」等の設置） ・交通安全（車両運転者に対して、走行速度の厳守を指導）	低減	事業者	大気質、騒音、水象、水質、交通安全の各措置により動物への影響を直接低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-8 植物に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
浸出水処理水の放流【予測評価対象外】	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。	回避	事業者	処理水の放流を回避する措置であり、その効果は確実である。
工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。 ・土地の改変面積を最小限とし、広葉樹二次林、ため池の改変を回避する。	回避	事業者	これらの措置により植物への影響を回避することになるため、その効果は確実である。
	【個体保護】 ・改変区域に生育する重要な種の個体を移植する。	代償	事業者	移植した植物の生育状況については不確実性がある。

表 8.1-9 生態系に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
浸出水処理水の放流【予測評価対象外】	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。	回避	事業者	処理水の放流を回避する措置であり、その効果は確実である。
工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用	【事業計画段階での配慮事項】 ・「クローズド・無放流型」の施設構造とし、処理水を放流しない。 ・土地の改変面積を最小限とし、広葉樹二次林、ため池の改変を回避する。	回避	事業者	これらの措置により生態系への影響を回避することになるため、その効果は確実である。
	【生態系の維持】 以下に示す、各項目に関する保全措置を実施することにより、生態系に対する影響を低減する。 ・大気質（排出ガス対策型建設機械の採用等） ・騒音（低騒音型建設機械の採用、建設機械の過密な稼働の回避等） ・水象（改変面積の最小限化、森林・ため池の改変の回避） ・水質（「防災調節池」「仮設沈砂池」及び「汚濁防止フェンス」等の設置） ・交通安全（車両運転者に対して、走行速度の厳守を指導）	低減	事業者	大気質、騒音、水象、水質、交通安全の各措置により生態系への影響を低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-10 景観に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
最終処分場の存在（土地の改変）	【事業計画段階での配慮事項】 ・土地の改変面積を最小限とし、ため池の改変を回避するとともに、緩衝帯として森林を残す。	回避	事業者	改変する面積を最小限とすることで景観への影響を回避することになるため、その効果は確実である。
	【景観の保全】 ・カバー施設等の屋根や壁面は、周辺環境に配慮した色彩を採用する。 ・敷地内は、極力緑化に努める。建築物と周辺景観の調和を図るため、樹種の選定や樹木の配置に配慮する。 ・建物は、塗装の塗り替え等の適切なメンテナンスを行う。	低減	事業者	事業実施区域周辺からの景観の影響を直接低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-11 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
建設機械の稼働、資材等運搬車両の運行、造成等の施工	【利用特性の変化の低減】 ・天皇さん（石造りの社）に対する影響については、地元住民と十分協議し、適切な対策を講じる。（施設外周の植栽、天皇祭等の行事時における工事の一時中断など）	低減	事業者	天皇さん（石造りの社）の信仰の場としての認識（価値）は、地元住民により形成されているため、住民の意見を踏まえて適切な対策を講じることで効果は確実である。
	【アクセス特性の変化の低減】 ◆車両運転者に対して、以下の交通安全に係る指導を徹底する。 ・走行速度の厳守 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底 ・歩道の無い箇所を通行している歩行者、自転車の横を走行する際の徐行 ・交差点進入時、右左折時には歩行者、自転車等の安全確認の徹底 ・主要地方道、町道で待機しないことの徹底 ・周辺の交通見取り図や交通危険箇所、安全運転の心得に関する資料等を使用し、車両運転者に対する周知の徹底	低減	事業者	これらの措置によりアクセス特性への影響を低減できるため、その効果は確実である。
最終処分場の存在（土地の改変）、埋立、覆土用機械の稼働、浸出水処理施設の稼働、廃棄物運搬車両の運行	【利用特性の変化の低減】 ・天皇さん（石造りの社）に対する影響については、地元住民と十分協議し、適切な対策を講じる。（施設外周の植栽など）	低減	事業者	天皇さん（石造りの社）の信仰の場としての認識（価値）は、地元住民により形成されているため、住民の意見を踏まえて適切な対策を講じることで効果は確実である。
	【アクセス特性の変化の低減】 ◆車両運転者に対して、以下の交通安全に係る指導を行う。 ・走行速度の厳守 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底 ・歩道の無い箇所を通行している歩行者、自転車の横を走行する際の徐行 ・交差点進入時、右左折時には歩行者、自転車等の安全確認の徹底 ・周辺の交通見取り図や交通危険箇所、安全運転の心得に関する資料等を使用し、車両運転者に対する周知の徹底	低減	事業者	これらの措置によりアクセス特性への影響を低減できるため、その効果は確実である。

表 8.1-12 廃棄物等に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
造成等の施工 (建設工事に伴う副産物)	【廃棄物発生量の削減】 ・建設工事による発生土は、現場内の盛土で再利用し、残土は覆土用として利用する。	回避	事業者	残土の排出を回避する措置であり、その効果は確実である。
	【廃棄物発生量の削減】 ・造成工事等により発生する木くずは可能な限り、燃料や原材料として再利用に努める。	低減	事業者	再利用率の向上に寄与する措置であり、確実である。
	【廃棄物の適正処理】 ・再利用が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する。	低減	事業者	副産物の排出量を抑制する効果はないが、適正な処理を推進する。
浸出水処理施設の稼働	【廃棄物発生量の削減】 ・水処理に伴い発生する汚泥は、処分場内に埋め戻し、外部への搬出はしない。	回避	事業者	汚泥の排出を回避する措置であり、その効果は確実である。
	【廃棄物発生量の削減】 ・脱塩処理に伴い発生する乾燥塩は、可能な限り、リサイクル、または再利用に努める。	低減	事業者	再利用率の向上に寄与する措置であり、確実である。
	【廃棄物の適正処理】 ・リサイクル、または再利用が困難なものについては、産業廃棄物処理業の許可を有する処理業者に委託し、適正に処理する。	低減	事業者	廃棄物の排出量を抑制する効果はないが、適正な処理を推進する。

表 8.1-13 温室効果ガス等に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
廃棄物の存在・分解	【温室効果ガスの発生抑制】 ・埋立構造として、よりメタン発生量が少ない準好気性埋立構造を採用する計画であり、適正に管理していくことにより埋立層内を好気性に保ち、メタンガス等温室効果ガスの発生の抑制に努める。	低減	事業者	温室効果ガスの発生を低減することになるため、その効果は確実である。

表 8.1-14 交通安全に係る環境保全措置・配慮事項

影響要因	環境保全措置の内容	措置区分	実施主体	効果の不確実性
資材等運搬車両の運行	<p>【交通の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆車両運転者に対して、以下の交通安全に係る指導を徹底する。 <ul style="list-style-type: none"> ・走行速度の厳守 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底 ・歩道の無い箇所を通行している歩行者、自転車の横を走行する際の徐行 ・交差点進入時、右左折時には歩行者、自転車等の安全確認の徹底 ・主要地方道、町道で待機しないことの徹底 ・周辺の交通見取り図や交通危険箇所、安全運転の心得に関する資料等を使用し、車両運転者に対する周知の徹底 ◆資材等運搬車両の通行期間が、主要地方道大牟田植木線内藤橋架替工事の期間と重なる可能性があるため、各管理者、警察等とも十分に協議し安全を確保する。 ◆対象事業実施区域への進入路となる町道と大牟田植木線の交差点部には信号機が設置されていないことから、交差点及びその周辺に交通誘導員を配置し、安全を確保する。 ◆工事車両看板の搭載を義務付ける。 	回避	事業者	交通事故が回避できるため、その効果は確実である。
	<p>【車両台数の削減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆建設副産物発生量を削減する。 ◆建設工事による発生土は、現場内の盛土で再利用し、残土は覆土用として利用する。 			回避
廃棄物運搬車両の運行	<p>【交通の安全性の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆車両運転者に対して、以下の交通安全に係る指導を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ・走行速度の厳守 ・歩行者、自転車、一般車両等の優先の徹底 ・歩道の無い箇所を通行している歩行者、自転車の横を走行する際の徐行 ・交差点進入時、右左折時には歩行者、自転車等の安全確認の徹底 ・周辺の交通見取り図や交通危険箇所、安全運転の心得に関する資料等を使用し、車両運転者に対する周知の徹底 	回避	事業者	交通事故が回避できるため、その効果は確実である。